

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成25年2月13日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成25年2月13日（水） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議席の指定及び変更

第2 会期の決定

第3 議長の選挙

第4 常任委員の選任

第5 議会運営委員の選任

第6 議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで（提案説明）

第7 組合行政一般に対する質問

18番 角谷敏男 議員

第8 議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番	木	村	和	久	2番	川	瀬	滋	子
3番	湯	口	史	章	4番	田	村	繁	巳
5番	有	松	数	紀	6番	谷	口	秀	夫
7番	岡	嶋	正	広	8番	森	山	大	四郎
9番	岡	本	和	廣	10番	西	川	憲	雄
11番	船	木	祥	一	12番	津	村	忠	彦
13番	森	本	正	行	14番	房	安		光

欠員となりました鳥取市議会選出議員につきましては、平成25年1月16日に鳥取市議会において選挙が行われ、川瀬滋子議員、湯口史章議員、有松数紀議員、谷口秀夫議員、森本正行議員、房安光議員、高見則夫議員、両川洋々議員、以上8人の方々が選出されました。

次に、議会運営委員の辞任許可について御報告します上杉栄一議員から議会運営委員の辞任願が提出され、委員会条例第12条の規定に基づき、平成25年2月12日付で辞任を許可されました。

以上、報告を終わります。

○西川憲雄副議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定及び変更

○西川憲雄副議長 日程第1、議席の指定及び変更を議題とします。

議席につきましては、会議規則第4条第2項の規定により議長が指定します。

その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

○中村英夫書記長 朗読いたします。

2番川瀬滋子議員、3番湯口史章議員、5番有松数紀議員、6番谷口秀夫議員、13番森本正行議員、14番房安光議員、15番高見則夫議員、17番両川洋々議員。

以上、朗読を終わります。

○西川憲雄副議長 ただいまの朗読のとおり議席を指定しました。

次に、今回選出されました議員の方々の議席の指定に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を書記長に朗読させます。

○中村英夫書記長 朗読いたします。

3番木村和久議員を1番へ、5番田村繁巳議員を4番へ。

以上、朗読を終わります。

○西川憲雄副議長 お諮りします。

ただいまの朗読のとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西川憲雄副議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの朗読のとおり議席の一部を変更することに決定しました。

日程第2 会期の決定

○西川憲雄副議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から2月14日までの2日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西川憲雄副議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

日程第3 議長の選挙

○西川憲雄副議長 日程第3、議長の選挙を行います。

現在、議長が欠員になっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西川憲雄副議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。
お諮りします。

指名につきましては、副議長が行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西川憲雄副議長 御異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。
議長に3番湯口史章議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました湯口史章議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西川憲雄副議長 御異議なしと認めます。したがって、湯口史章議員が議長に当選されました。

ただいま当選された湯口史章議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、告知をします。

湯口史章議員、御挨拶をお願いします。

[3番 湯口史章議員 登壇]

○3番 湯口史章議員 ただいま議員皆様の御推挙により、議長の重責を担うこととなりました湯口でございます。その責任の重大さを痛感をいたしておるところでございます。

本組合の諸課題につきましては皆様も御承知のとおりであります。喫緊の課題となっております可燃物処理施設の整備の推進や消防庁舎の耐震化、さらには東部圏域内の観光素材の掘り起こし事業など山積する諸課題に住民の皆さんの理解をいただきながら一つずつ進めていかなければなりません。

1市4町で構成するこの組合の議会でございますが、さらに連携を深めながら一丸となって取り組んでいかなければなりません。今後ともどうか御協力のほどをよろしくお願いをいたしたいと思います。

また、議会運営につきましては公平公正な、そしてスムーズな運営に努めてまいりたいと思っておりますのでどうか議員の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願ひいたします。(拍手)

[西川憲雄副議長 自席着席]

[湯口史章議長 議長席着席]

○湯口史章議長 議事を続行します。

日程第4 常任委員の選任

○湯口史章議長 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、5番有松数紀議員、6番谷口秀夫議員、13番森本正行議員、15番高見則夫議員、17番両川洋々議員、以上5人の方々を総務消防委員に、2番川瀬滋子議員、3番湯口史章議員、14番房安光議員、以上3人の方々を福祉環境委員にそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

日程第5 議会運営委員の選任

○湯口史章議長 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、5番有松数紀議員、14番房安光議員、15番高見則夫議員、17番両川洋々議員、以上4人の方々を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第6 議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで(提案説明)

○湯口史章議長 日程第6、議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで、以上7案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 おはようございます。

本組會議会定例会に提案しました諸議案の説明に先立ちまして、本組合の喫緊かつ重要な課題であります新たな可燃物処理施設の取組み状況について報告いたします。

環境影響評価につきましては、昨年の10月31日に環境影響評価準備書に対する鳥取県知事の意見書が本組合に提出されました。本組合は、意見書の内容を踏まえ、準備書の補正を行い、環境影響評価書として本年1月21日に鳥取県知事及び鳥取市長に提出しました。鳥取県知事は、今後、鳥取市長の意見を聞いたうえで、必要に応じ鳥取県環境影響評価審査会を開催し、2カ月以内に本組合へ意見書を提出することとなります。意見がない旨の通知があった場合は、鳥取県が公告を行い、本組合が1カ月評価書の縦覧を行って、環境影響評価の手続きが完了します。

また、ごみ焼却施設建設差止請求訴訟につきましては、本年1月11日に第8回口頭弁論が開催され、3月15日には第9回口頭弁論が開催される予定です。訴訟の場においても引き続き本組合の考え方を明らかにし、早期の結着を目指してまいります。今後も地権者集落の皆様を中心に誠心誠意話し合いを重ね、1日も早く事業実施に必要な同意をいただけるよう、鋭意努力してまいります。

それでは、提案しました議案第1号から議案第7号について説明いたします。

まず、議案第1号の平成24年度一般会計補正予算につきましては、総額1億5,321万9,000円の減額を、議案第2号の因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算につきましては、総額46万8千円の増額を行うものです。これらは、事務事業の決算見込み等に基づいて、計上しております。

次に、議案第3号は平成25年度一般会計予算に関する案件です。

予算規模は、55億9,895万6,000円、前年度当初予算に比べて、4億932万4,000円の増、伸び率はプラス7.9%の予算を計上しております。

その概要を申し上げますと、総務費は一般管理費と企画振興費でありまして、いずれも義務的な経費を除き、一般管理費では、1.3%の増、企画振興費では9.3%の減となりました。

民生費では、介護認定審査会、障害者総合支援審査会及び休日急患歯科診療業務の運営委託を実施してまいります。

衛生費では、可燃物処理施設の建設促進を図るために現時点で必要な予算を計上しました。また、因幡霊場

やリファーレンいなば等の施設の管理運営につきましては、指定管理者制度の運用などにより、業務の効率化と経費の節減に努めています。

消防費につきましては、30億1,631万6,000円から38億8,269万3,000円と28.7%増となっております。これは、平成23年度から取り組んでいる消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター総合整備事業の実施にあたり、指令センターの改修工事を当初平成24年度、25年度の2カ年で計画していたものを平成25年度単年度で施工することとしたことによる施設整備費の増及び消防職員の定年退職者の増加に伴い職員給与費が増となることによるものです。

また、消防車両等については計画的に整備することが必要であるため、本年度ははしご付き消防自動車1台及び高規格救急自動車1台の更新整備を行います。

公債費につきましては、5億7,265万1,000円から4億5,218万3,000円と21.0%減となっており、起債の償還が進んだことに伴いまして、大幅に減額となったものです。

議案第4号の平成25年度因幡ふるさと振興事業費特別会計予算につきましては、エコライフ推進事業や東部圏域PR事業を実施してまいります。あわせて鳥取・因幡観光ネットワーク協議会と連携し、広域観光を推進していきます。

議案第5号は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例を新規制定するものです。

議案第6号は、障害者自立支援法が一部改正されたことに伴い、所要の整理を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第7号は、特別職の人事に関する案件です。議員選出監査委員の欠員に伴いまして新たな委員を選任するにあたり、本組合同約第12条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を得ようとするものです。

その職務の重要性に鑑み、慎重に検討した結果、鳥取市吉方温泉三丁目502番地上杉栄一氏を最適任者と認め、選任したいと存じますので、満場一致で御同意くださいますようお願い申し上げます。

以上、今回提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第7 組合行政一般に対する質問

○湯口史章議長 日程第7、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので発言を許可します。

○湯口史章議長 18番角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 私はごみの減量化について質問をいたします。

その一つは、目標設定と取り組みについてです。本来、可燃物処理施設の施設規模は、過去のごみ処理の推移に基づいた、従来の延長線上で、ごみの排出量の見込みで決定するものではなく、住民参加のもとで、減量化の目標とその実現を目指す計画でつくられると考えます。このごみの目標設定について、昨年10月の定例議会で、管理者は年度内にできるように調整に向けて取り組みを進めたいと答弁されましたが、その検討はその後どのように行われていますか質問をいたします。

2点目は、事業系ごみの減量化についてです。ごみの排出抑制、リサイクルを進めるためには、家庭系だけでなく、事業系のごみも減量化目標を設定する必要があると考えます。私は昨年2月議会でごみの減量化の目標設定に関して、目標の明確化、管理者のリーダーシップ、市民参画を求めました。管理者は減量化について、住民の皆さんの協力、企業の皆さんの協力なくしてはできないことであるので、そこを十分に認識しながら各市町が連携をとって共通的に実施できるものは、新たなものを含めて取り組んでいくと述べられました。平成

22年度実績では可燃ごみの35%が事業系ごみです。東部広域が作成した鳥取県東部地域循環型社会形成推進地域計画の事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後については、年間100トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、事業場における事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するように推進すると述べています。そこで質問しますが、計画作成を促す事業者を年間100トン以上としている理由と、その対象事業者数及び計画作成した事業所数についてお答えください。

3点目は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、平成22年6月に作成された第6期市町村分別収集計画書についてです。23年度の排出量の実績はどうなっているのか。また3年ごとに改定するとありますが、来年度どのように進められますか質問をいたします。

以上、とりあえず登壇での質問を終わります。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 角谷議員の御質問にお答えします。

昨年10月のこの議会で24年度中のごみの減量計画に向けて取り組みを進めていきたいといった旨を述べております。ごみの減量化につきましては、かねてより最も住民に近いそれぞれの市、町、1市4町ですが、積極的に取り組み、進めていくことが適当であり、また効果的だというふうと考えておるわけであります。東部広域全体としての目標の設定に関しましては、まず現在、それぞれの各市町でそれぞれの実情にあわせた取り組みを先に述べたような考え方で進めておられるわけでありますが、各市町と協議をしまして、年度末をめどに東部広域としてのごみの減量化計画、これを取りまとめていきたいと考えております。例えば鳥取市では1人あたりのごみの排出量ということで目標を定めておりますし、それから岩美町さんでは総量として排出量を何トンという形で数量的な目標を定めておられます。その他の町でもそれぞれに減量化の取り組みを進めておりますが、一本化した形で目標を定める、こういった取り組みについて年度末に向けて調整を進めたいと思います。これが1問目です。

それから、事業系のごみについて目標設定がどうかということであります。事業系ごみの減量化につきましては、東部広域と1市4町で合同で作成している鳥取県東部地域循環型社会形成推進地域計画と、この計画に基づいて取り組みを進めることにしているわけですが、これは基本的に事業者には計画を立ててもらい、その計画を推進してもらおうと、あるいはさせるといった仕組みとなっております。東部広域としての全体的な事業ごみの減量の計画なり目標なりといったことについては、今後、検討していきたいと考えております。それから、先ほど申し上げました循環型社会形成推進地域計画で、年100トン以上排出する事業者を対象に計画づくりなり、その計画に基づく減量の取り組みを養成していくということにしているわけです。これにつきましては、この計画が平成20年2月に国の作成マニュアルに沿って作成しているところでございまして、100トンという数字の根拠というのは、国の指導に基づく指導といいますか、具体的には作成マニュアル、指導に基づいて定めたところでございます。対象事業者数が何社かということではありますが、これにつきましては、現時点では明確に何社、あるいは特定の何という事業者ということでは確認しきれていない状況にありまして、今後速やかにその点も明確にした上で、各市町とも協力して、該当の事業者に対しまして、計画の策定、減量化の取り組みの推進、これを指導してまいりたいと考えております。なお、100トン以上の非常に大きく排出する者については、こうしたこれからの取り組みを待つところが多いのですが、一般的に事業者に対して、事業ごみの減量化については、例えば鳥取市の例では、優良ごみ事業所とか、そういった制度をつくって、事業ごみの減量に向けた働き掛け、チラシを作成するとか、あるいは優良事業者を認定していくとか、そういった制度を行っておりまして、広くあまねく事業者に対する減量指導は行っているところであります。ということで、現

時点までに、具体的な 100 トン以上の事業者に計画を策定させているというところまでは至っていないところでありまして、今後、今後と言いますか、速やかにこの取り組みを展開していきたいと考えているわけでありまして。

さらに、最後の御質問だったと思いますが、第 6 期の市町村分別収集計画が、25年度が策定の時期だという御指摘がありました。この改定についてお答えします。次期市町村分別収集計画につきましては、平成25年度に改定することとなっているところであります。平成24年度までの東部広域、各市町の実績を基に、現在、計画を策定しようとしておりまして、現行の計画を基本に大きく変更しないということでありますが、今の24年度までの実情に合わせた内容で計画をまとめたいと考えているところでございます。

以上です。

○湯口史章議長 18番角谷敏男議員。

○18 番角谷敏男議員 管理者から御答弁をいただきました。

いくつか、改めてちょっと質問をさせていただきたいと思います。まず、目標設定と取り組みについてであります。年度内の策定を一本化した目標を定めるように調整したいということで、年度内策定に向けて取り組むという御主旨の答弁であります。私はこの課題について、正副管理者会議の内容を、議事録の公開、ホームページで公開してほしいということも言いましたので、注意はしているわけですが、こういう議論がどこでなされているのかなということについて御質問をしたいと思います。具体的に事務レベルなのか、最終的にちゃんと正副管理者会議で、その議論の経緯がわかるようにお願いをしておきたいということ、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、事業系ごみの減量化についてであります。国のマニュアルに沿って事業系ごみ、年間 100 トン以上の排出事業者に対して計画策定を促すということで書かれてはいるんですけども、今の管理者の答弁からすると、結局、対象事業者数の把握をされていないとか、ましてや計画策定した事業所なんかは論外の話になっていまして、どこの自治体もそれなりに苦慮を、対市民じゃないから難しいということをよくおっしゃるんですけども、しかし自らがやっぱり計画をあげて実態の把握もできていないという点は、やはりちょっと怠慢のそりは免れないんじゃないかなということを指摘をしておきたいと思います。

その上で、この今の現状をみますと、先日私は、千葉県野田市に視察に行きまして、事業系ごみの対策状況の現状、また今後の考え方を聞かせていただきました。野田市は、可燃物ごみの排出量に占める事業系ごみの排出量が、全国平均が平成 22 年度で 28.6%のところを、野田市は 21%ということで、ちなみに近くの県庁所在地の千葉市は 35.4%であるということなわけです。東部広域で見ますと、先ほどちょっと言いましたけれども、全体的には 35%、各市町でいけば、岩美町は 0.49%、若桜町 2.48%、智頭町が 1.49%、八頭町が 15.9%、そして鳥取市が事業所が多いということもこれは反映していると思いますが 41.0%で、圧倒的に事業系ごみを減らす場合、鳥取市の取り組みが左右をするわけでありまして。ちなみに鳥取市のリサイクル率は、県下で最低で 19.1%、これが県のデータで出ております。どんな施設をやはり建てるにしてもつくるにしても、やはり建設費、維持管理費について、負担が生じるわけですから、家庭ごみの住民負担、これはまた各市町の負担になるわけですが、事業系ごみはそれなりに処理手数料を取っているということが言われるかもしれませんが、しかしながら、やはり施設の規模や維持管理費については、事業系ごみの減量化も影響するということでありまして。前橋市にも先日行きましたけれども、事業系ごみの減量適正マニュアルを作ったりしておられます。野田市については、実はなるほどなあと思って、私もよく把握しておられるなと思ったのですが、収集運搬の許可業者が取り扱う事業所は、市内で 1,000 あるそうです。ところが、NTT の電話登録データで見ると、事業所が 4,833 社あるということなわけです。そうすると、それだけ他の残った約 4,000 ぐらいの事業

所が、どういふふうになつとるんだらうかという点で、ここを把握していかにといけんということが、これから野田市の課題の一つとして挙げられておられました。あわせてちょっと紹介したいのは、野田市は、大規模小売店舗立地法に規定する店舗や、延べ床面積 3,000 m²以上の建物の所有者に対して減量化計画書を義務付けることになっているんだということ、その程度じゃあちょっとまずいだらうということ、一定規模以上の対象事業者の範囲の拡大を検討するとおっしゃってありました。そこで、やはりもう少し、確かに直近の各市町が取り組む事業ではあるにせよ、この東部広域もこうした他都市の取り組みを参考にして、やはりこの目標をもって取り組む必要があんじゃないかなというふうに思います。実態の把握も含めて、各市町と連携してやる必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、この点についての管理者の御所見をお尋ねしておきたいと思います。

それから、第6期の市町村分別収集計画書についてでありますけど、今後見直しをされるということなんですけれども、私も東部広域の議員になってからちょっと感じることは、各市町は割と住民や事業者の声を聞くということ、確かに管理者が言われるように住民や事業者にとっても身近な存在です。しかし、東部広域は直接そういうシステムもないということもありまして、意見を聞くとか住民の意向を聞くとかいうシステムもないということもありますので、私は今後計画見直しにあたって、検討組織の設置やパブリックコメントとの実施など住民や事業者の意見を聞くべきであるというふう思うわけですが、この点について管理者の考えを質問したいと思います。以上です。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 はい。お答えします。

まず減量化の取り組みについてですが、正副管理者会、この議事録公表しているものが、どうもある程度要旨というか、逐語的な記録そのものでなかったりする場合もあるようですが、直近では今年の1月25日に開催された正副管理者会においても減量化の話について触れて意見を述べ合っておりますし、こういった問題はより身近な実務的な実務者の会議等でも減量化について、これからもあるいはこれまでも話し合っていかなきゃならないと思っております。私の記憶しているところでも、1月25日の正副管理者会において、とにかく減量化とか再資源化とか、そういった観点でいろいろ話し合いをしております。それと、正副管理者いずれも共通認識として、それぞれ減量化について努力をしなければいけないといった認識を常日ごろ持っていますので、そういう意味で、こうした減量化の取り組みは1市4町で協調しながら進めていくことができるものと考えております。

それから事業系ごみの対策について、他都市の取り組みも参考にしながら実態をよく把握してやるべきではないかという御意見につきましては、ぜひ参考にしながらやっていきたいと思っております。先ほど紹介しました鳥取市の優良事業所認定制度などもだんだんと対象が広がったり、取り組みも進んだりしてきております。ただ、事業系ごみというのは、なかなか経済情勢の変動などによっても大きく左右されますし、具体的な有効かつ適切な取り組みが、これから具体的に目標もまとめていこうとしておりますが、これを立てていかなきゃならないということで、目標設定を中心に減量化が進むように働き掛けていきたいというふうな思っております。

それから、3番目の御質問だったと思いますが、住民の皆さんの意見をどのように反映するかといったことであります。市町村分別収集計画の見直しを行うというようなことに関しても、ホームページへの掲載とかパブリックコメント等の方法によって内容を紹介するとともに住民の御意見を伺うということは、これに取り組んでいきたいと考えているところであります。ごみの減量化は市民の皆さん、町民の皆さんに働き掛けて理解と協力を得て実現していかなければならないと思っております。あるいは事業所も含めてですが、そうしたことが

実現するためにも今後さらに地域との結びつき、情報提供、意見の集約、こうしたことには努力をしていきたいと考えております。

○湯口史章議長 18番角谷敏男議員。

○18番角谷敏男議員 最後に2点、重ねて質問します。

減量化の目標設定と取り組みについてであります。今、管理者から答弁がありましたけれども、積極的に何が議論されたのかということは、やはりこれは政策立案の過程を公開することによって、この住民合意を図っていくという点では非常に重要なことでありますから、本当にきちっと議論されているのであったら載せてほしい。ほとんど要旨でありますから、これは何が議論されているのか全然わからないなという感じをいつも持っております。そこで、いくつか住民から意見を聞くということをおっしゃいましたので、普通、各市町は広報紙を発行して、住民への情報公開、情報提供をしておられます。しかし、東部広域は、その点では私は極めて不十分だと思っております。減量化は住民参加をなくして進められないわけですから、ぜひとも各市町はホームページだけでなく、単独で広域が出すか出さんかという辺も含めて、今後、この広域の行政についての情報提供、情報公開について検討していただきたい。この点についてどうお考えなのかということについてお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、2点目は事業系ごみの減量化であります。先ほど、なかなか事業所は経済情勢によってごみの量が増えたと。確かにそうかもしれませんが、家庭でもそういう側面がなくはないわけでありまして、決してそれが取り組めない理由にしては私はいけないということでもあります。各地の先進事例もありますし、中には横浜市みたいに、これは有名なんですけれども、事業系ごみの組成分析までしているわけです。前橋市は、事業系を進めるために先ず随より始めようということで、市庁舎のごみを本当にすべて全部分別してみたら、その純粋な事業系ごみはたった5、6%しかなかったという、最近やった経験もあるわけです。それを市庁舎や市有の施設に広げて、今度は民間に広げようかという取り組みをこの前から始めたばかりだということをおっしゃっていました。食品が4割を占めているということまでもわかったとか、最終的に5分の1程度まで減ったんだそうです。まずそれが本当の純粋な事業系ごみなのかという点で、いろいろ職員ともやり取りをしたと、各課ともやり取りをしたということをおっしゃっていました。そういうことで、重ねて、そういう各企業がそれなりに努力する必要があると思うんです。先ほど大規模店舗の小売店舗の法に基づいた云々ということを行いましたけど、これはちょっと県のほうに聞きましたら、1,000㎡以上が対象店舗になるわけですね、届け出の。どのぐらいあるのですかと言ったら、東部地域だけで約50社あるそうです。店を閉めている部分もあるかもしれませんがとおっしゃっていましたけど。例えば100トンという量に着目はしておられますけれども、やはりそういう大きなところがいったいどういうごみ処理の実態になっているのか、分別になっているのか。それをね、やっぱりきちっと把握しないと駄目だと思うんです。そういう点では、野田市は問題意識を持って、この許可業者で収集してもらっていない事業約4,000社をどういうふう把握して減量化を促していくかということをおっしゃっていました。野田市もそれなりの規模の人口ですので、管理者の地元である鳥取市が先ず随より始めるじゃないですけれども、そういう点をぜひやってほしいということで、改めて目標設定と関連して管理者の決意をお伺いして、質問を終わりたいと思っております。

○湯口史章議長 竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 はい。2点の御質問がございました。

まず住民の皆さんへの情報提供なり意見を問うためのいろんな方法についてであります。今、各市町の広報紙でもっと載せてはという御提案もいただきました。あるいは、場合によっては東部広域の広報紙があってもいい

いじゃないかといったようなこともお尋ねでございました。この点については、従来、東部広域からのお知らせ等がある場合に、各市町の担当課に要請してそれぞれの市・町の広報紙に掲載をしていただいているという事実がございます。東部広域の広報紙を改めて発行するという考え方は今、直接は持っておりませんが、必要な情報について、また全戸配布のような方法で情報提供するというようなことは、必要に応じてこれから考えていきたいと思っております。この全戸配布というのは、いろいろ新聞折り込みのチラシとか、あるいは各広報紙に1枚入れて、各市町の広報紙に東部広域のニュースを入れて、折り込んでというようなこと等々、方法論いろいろあるかと思っております。ホームページだけではなくて、そういった方法については努力をしていきたいと思っております。

事業系ごみの対策について減量目標をなんとか、減量目標の設定そのものは少し、多少時間がかかるかもしれませんが、まずは大規模な事業所に計画を立てさせたり、減量を推進させたりしていきたいということで進めようと思っておりますが、事業所の対象の範囲とか、あるいは、まず自らが隗より始めよで、例えば鳥取市役所で事業系ごみということでないもの、事業系ごみとされるものを減量化すると。それがまた一般のごみになるのかどうかという難しい問題があるようにも思いますが、要は事業系ごみとして排出する量を減らす、そういった取り組みを、これを鳥取市としてしっかり検討していきたいと思っております。大半の事業系ごみが、鳥取市内の事業所から出ている実態があるというのは御指摘のとおりだと私も認識しております。大規模小売店舗ばかりではなくて、大学等の施設だとか福祉関係の施設だとか、こういったところも排出量の多い場所というような認識を持っておりますので、事業系ごみの対策について改めて鳥取市において強力な取り組みを進めていくことを検討していきたいと思っております。なお、東部の4町においても事業系ごみの減量化について一層共通認識を持って取り組みを進めていけるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○湯口史章議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

日程第8 議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで（質疑、委員会付託）

〔16番 上杉栄一議員 退場〕

○湯口史章議長 日程第8、議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで、以上7案を一括して議題とします。

これより7案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○湯口史章議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま提出されました議案のうち、議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についての委員会付託は省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、本案の委員会付託は省略することに決定しました。

〔16番 上杉栄一議員 入場〕

○湯口史章議長 議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例等の一部改正についてまで、以上、6案は審査のため、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

午前10時54分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成25年2月14日（木曜日）

議事日程（第2号）

平成25年2月14日（木） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例等の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第7号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（討論・採決）
- 第3 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について及び議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について（質疑・討論・採決）
- 第4 陳情の閉会中の継続審査について
- 第5 閉会中の継続調査について

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番	木	村	和	久	2番	川	瀬	滋	子
3番	湯	口	史	章	4番	田	村	繁	已
5番	有	松	数	紀	6番	谷	口	秀	夫
7番	岡	嶋	正	広	8番	森	山	大	四郎
9番	岡	本	和	廣	10番	西	川	憲	雄
11番	船	木	祥	一	12番	津	村	忠	彦
13番	森	本	正	行	14番	房	安		光
15番	高	見	則	夫	16番	上	杉	栄	一
17番	両	川	洋	々	18番	角	谷	敏	男

~~~~~

説明のため出席した者

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 管理者   | 鳥取市長     | 竹内功   |
| 副管理者  | 岩美町長     | 榎本武利  |
| 副管理者  | 若桜町長     | 小林昌司  |
| 副管理者  | 智頭町長     | 寺谷誠一郎 |
| 副管理者  | 八頭町長     | 平木誠   |
| 副管理者  | 鳥取市副市長   | 深澤義彦  |
| 事務局長  |          | 加藤勝茂  |
| 消防局長  |          | 大田康範  |
| 会計管理者 | 鳥取市会計管理者 | 玉谷隆明  |

~~~~~

事務局職員出席者

書記長	鳥取市議会事務局長	中村英夫
書記次長	鳥取市議会事務局次長	勝井節朗
書記	鳥取市議会事務局主任	金岡正樹

~~~~~

午前10時0分 開議

○湯口史章議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○中村英夫書記長 御報告いたします。

昨日開催されました議会運営委員会におきまして委員長に15番高見則夫議員が、また、総務消防委員会におきまして委員長に17番両川洋々議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

○湯口史章議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例等の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○湯口史章議長 日程第1、議案第1号平成23年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例等の一部改正についてまで、以上6案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。

各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、17番両川洋々議員。

[17番 両川洋々議員 登壇]

○17番両川洋々議員 おはようございます。

昨日、総務消防委員会に5議案が付託されました。慎重審議いたしましたので結果を御報告いたします。総

務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第2号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算、議案第3号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第4号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例等の一部改正について、以上5案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○湯口史章議長 福祉環境委員長、9番岡本和廣議員。

[9番 岡本和廣議員 登壇]

○9番岡本和廣議員 福祉環境委員会委員長報告。

福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第5号鳥取県東部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の制定について、以上2案はいずれも適切な処置と認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に議案第3号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分、本案は一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上報告を終わります。

○湯口史章議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

通告により、順次発言を許可します。

1番木村和久議員。

[1番 木村和久議員 登壇]

○1番木村和久議員 私は議案第3号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算の衛生費、可燃物処理費のうち施設整備に係る建設事務費の執行について反対の立場で討論いたします。

この予算1億4,800万弱の内訳は、用地買収の1,670万余り、その他整備に伴う実施測量、埋文調査などに係る経費としての説明がありました。後者については該当地の用地買収にめどの立った段階でという説明でございましたが、用地買収については先行してという説明でございました。続けてもし該当地の取得が困難となった場合は無駄になるのではないかと問うたところ、そうなるとの説明でございました。

一方で、経費の削減を積み上げながら、一方でこうした予算執行は非常にバランスの悪い状態と考えます。議員としてめどの立たない現状の下での周辺用地の買収は議員として果たさなければならない説明責任が果たせません。よって議案第3号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算に反対をいたします。

○湯口史章議長 18番角谷敏男議員。

[18番 角谷敏男議員 登壇]

○18番角谷敏男議員 私は議案第3号平成25年度一般会計予算に反対しますので、理由を述べます。

この予算には、可燃物処理施設建設計画の関係予算約1億5,000万円と地元対策の振興予算である施設立地

促進交付金1億円が計上されています。

地元の住民の合意ができないばかりか、誠心誠意話し合いを重ねていると言われていますが、訴訟を提起されているもとで住民合意の見通しはありません。また、周辺地域の振興を理由にお金で解決するやり方は各市町の住民が納得する道理あるものではありません。こうしたやり方は、住民同士の対立を深刻化させ、行政と市民住民との間に不信をつくり出すものであり、住民の参画なしには問題の解決を困難にするものであると言わざるを得ません。

行政がごみ問題の解決という認識のもと、住民の積極的な協力によってごみの発生抑制と資源の再利用、有効活用を進め、ごみ処理施設も小型化を推進し、住民自身がより身近な施設として必要とする住民参加のごみ行政への転換を求めて討論を終わります。

○湯口史章議長 以上で討論を終わります。

これより、採決します。

まず、議案第3号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○湯口史章議長 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算、議案第2号平成24年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算及び議案第4号平成25年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計予算から議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例等の一部改正についてまで、以上5案を一括して採決します。

お諮りします。

5案に対する委員長の報告は原案可決です。

5案について原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、5案は原案のとおり可決されました。

日程第2 鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任について（討論・採決）

[16番 上杉栄一議員 退場]

○湯口史章議長 日程第2、鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを議題とします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○湯口史章議長 討論なしと認めます。

これより本案を起立により採決します。

お諮りします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○湯口史章議長 起立全員であります。

したがって本案は同意することに決定しました。

[16番 上杉栄一議員 入場]

**日程第3 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について及び議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について（質疑・討論・採決）**

○湯口史章議長 日程第3、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について及び議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について、以上2案を一括して議題とします。

2案に対する提出者の説明、委員会付託は省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、提出者の説明、委員会付託は省略することに決定しました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○湯口史章議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○湯口史章議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について及び議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について、以上2案を一括して採決します。お諮りします。

2案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、2案は原案のとおり可決されました。

**日程第4 陳情の閉会中の継続審査について**

○湯口史章議長 日程第4、陳情の閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配布しておりますとおり、福祉環境委員長から会議規則第104条の規定に基づき、平成25年陳情第1号廃プラスチックリサイクル施設の継続稼働に関する陳情について、閉会中の継続審査申出書が議長に提出されております。

これより、平成25年陳情第1号廃プラスチックリサイクル施設の継続稼働に関する陳情について、閉会中の継続審査とすることを採決します。

お諮りします。

平成25年陳情第1号廃プラスチックリサイクル施設の継続稼働に関する陳情について、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。

したがって、本陳情は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第5 閉会中の継続調査について**

○湯口史章議長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配布しておりますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○湯口史章議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

これで、平成25年2月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時15分 閉会